

証券コード 4336

平成30年6月8日

株 主 各 位

香川県高松市磨屋町2番地8

株式会社クリエアナブキ

代表取締役社長 上 口 裕 司

第32回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第32回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面をもって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月25日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 平成30年6月26日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 香川県高松市古新町9番地1
リーガホテルゼスト高松 2F エメラルド
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第32期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第32期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役4名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役2名選任の件 |

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、計算書類の個別注記表は、法令および当社定款の定めによりインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.crie.co.jp/ir/library>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
従いまして、会計監査人および監査役が監査した計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載した貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書のほか、当社ウェブサイトに掲載している個別注記表となります。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<http://www.crie.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当期の事業の状況

① 事業の経過および成果

当期のわが国経済は、世界経済の回復等を背景に、輸出が持ち直し、設備投資や生産が増加するなど、景気は緩やかな回復基調を続けました。人材サービス業界においても、有効求人倍率が44年ぶりの高水準を記録するなど、雇用情勢の改善が続いております。

このような経営環境の中にあって、当社グループは、国が推し進める地方創生と働き方改革の2つの政策によって起こりつつある変化を好機と捉え、様々な雇用機会の創出を通した「中四国No. 1」の総合人材サービス企業への飛躍をめざしております。

以上の結果、当期における当社グループの業績は、売上高6,638,731千円(前期比97.8%)、営業利益142,143千円(同106.0%)、経常利益146,898千円(同107.2%)、親会社株主に帰属する当期純利益87,057千円(同102.9%)となりました。なお、減収増益の決算となった主因は、採算が悪化していた旧東京支店に係る人材派遣事業の事業譲渡とIT関連事業の廃止の2施策を前期に実行した影響であります。

各事業部門の業績は、次のとおりであります。

(人材派遣事業)

当事業の売上高は3,756,264千円(前期比94.9%)となりました。

当社グループの主力である当事業については、地元企業への積極的な営業活動の展開によって四国での売上が堅調に推移いたしました。前期に旧東京支店、当期に旧大阪支店に係る人材派遣事業を事業譲渡した影響などもあり、前期実績を下回りました。なお、平成29年7月から各地で「親子でおしごと相談会」を開催するなど、子育て期にある女性の仕事復帰を支援する新たな取組みを開始しております。

(アウトソーシング事業)

当事業の売上高は2,349,137千円（前期比101.7%）となりました。

物流関連アウトソーシング事業を営む株式会社クリエ・ロジプラスにおいて主たる取引先からの受注が比較的堅調に推移したことに加え、当社単体のアウトソーシング売上も堅調であったことから、前期実績を上回りました。なお、平成29年4月から地方版ハローワーク「香川県就職・移住支援センター（ワークサポートかがわ）」の運営を受託しております。

(人材紹介事業)

当事業の売上高は168,145千円（前期比111.3%）となりました。

収益性の高い当事業については、「中国・四国UIターンセンター」を主軸として大都市圏から中四国への人材還流に繋がるUIターン転職支援の強化に努める一方、中四国において地元の幅広い層の求職者を対象とした転職支援にも注力したことから、前期実績を上回りました。なお、東京都渋谷区に続く2つめの「中国・四国UIターンセンター」を平成29年8月に大阪市に開設しております。

(採用支援事業)

当事業の売上高は322,022千円（前期比101.3%）となりました。

株式会社採用工房を中核企業として首都圏や近畿圏で営んでいる当事業については、企業の求人・採用に係る代行業務が好調に推移したことから、前期実績を上回りました。

(その他の事業)

再就職支援、研修・測定サービスなど、上記の各事業部門に含まれない事業の売上高は、前期にIT関連事業を廃止した影響もあり、合計で43,160千円（前期比77.4%）にとどまりました。

事業部門別売上高および構成比

	売上高	構成比
人材派遣事業	3,756,264千円	56.6%
アウトソーシング事業	2,349,137千円	35.4%
人材紹介事業	168,145千円	2.5%
採用支援事業	322,022千円	4.8%
その他の事業	43,160千円	0.7%
合計	6,638,731千円	100.0%

② 設備投資の状況

特記事項はありません。

③ 資金調達の状況

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額550,000千円の当座貸越契約を締結しており、当期末における借入実行残高は16,000千円であります。

(2) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第 29 期 平成27年 3 月期	第 30 期 平成28年 3 月期	第 31 期 平成29年 3 月期	第 32 期 平成30年 3 月期
売 上 高 (千円)	6,147,476	6,570,481	6,790,887	6,638,731
経 常 利 益 (千円)	83,844	95,248	137,081	146,898
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	40,379	28,592	84,582	87,057
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	17円46銭	12円36銭	36円58銭	37円65銭
総 資 産 (千円)	1,897,698	1,919,670	1,926,131	2,014,838
純 資 産 (千円)	806,298	868,453	948,423	1,017,077
1 株 当 た り 純 資 産 額	343円93銭	351円17銭	380円94銭	410円61銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数により、算出しております。
2. 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等の適用により、第30期より「当期純利益」の科目表示を「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更しております。

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第 29 期 平成27年 3 月期	第 30 期 平成28年 3 月期	第 31 期 平成29年 3 月期	第 32 期 平成30年 3 月期
売 上 高 (千円)	4,419,040	4,372,085	4,530,566	4,613,043
経 常 利 益 (千円)	28,010	35,717	106,864	97,172
当 期 純 利 益 (千円)	14,523	24,719	86,167	69,633
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	6円28銭	10円69銭	37円26銭	30円11銭
総 資 産 (千円)	1,442,006	1,399,731	1,479,145	1,496,201
純 資 産 (千円)	678,165	691,364	761,443	812,629
1 株 当 た り 純 資 産 額	293円25銭	298円96銭	329円26銭	351円40銭

- (注) 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数により、算出しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	親会社の持株数 (議決権比率)	親会社との主な取引
㈱穴吹ハウジングサービス	65,500株 (2.8%)	人材派遣、支店事務所の賃借等の取引関係があります。
穴吹興産(株)	1,323,500株 (57.2%)	人材派遣、本社事務所の賃借等の取引関係があります。

(注) 1. ㈱穴吹ハウジングサービスは、穴吹興産(株)の親会社であります。

2. 親会社等である㈱穴吹ハウジングサービスおよび穴吹興産(株)との各取引については、市場価格を参考に、取引条件を決定しております。また、当社取締役会は、両社との取引が通常の見込条件で行われる一般的なものであり、当社の利益を害するものではないと判断しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
㈱クリエ・ロジプラス	50,000千円	90.0%	アウトソーシング事業
㈱採用工房	12,000千円	60.0%	採用コンサルティング事業

(注) 当期の末日において、特定完全子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

地方にはいま人口減少と少子高齢化の大きな波が押し寄せてきております。4年前に中四国重視の方針を打ち出し、中四国の地域社会と共に未来に向かって持続的な発展をめざしていこうと決意した当社グループは、当然の如く地域の現実に即した変化を遂げ、雇用の側面から地域経済の活性化に貢献していかねばなりません。規模の縮小を伴う事業基盤の立直しの時期は終わりました。これからは、親密性と機動性を高めながら、顧客の幅を広げ、各地に良質な雇用機会を拡大していかねばなりません。

平成29年7月、当社グループは、子育て期の女性に健やかな働き方を提案するプロジェクト「ママ友ワーキングラボ」を始動いたしました。プロジェクトと同名のウェブサイトから育児・家事・仕事関連の有用な情報を発信するほか、「親子でおしごと相談会」を各地で開催するなど、子育て期の女性の仕事復帰を支援する活動を強化しております。人口減少と少子高齢化により加速度的に労働力人口が減少している状況下にあって、地域の産業を支えかつ成長させていくためには、それぞれの地域に住まう女性や高齢者、学生を含めた若者などの様々な働き手に対して就業を促し、労働市場に参加してもらうことが一番の近道だと考えます。「ママ友ワーキングラボ」は、その一助になればとの思いを込めて始動したプロジェクトです。当社グループは、これを先駆として引き続き、ウェブサイトやSNSを活用した幅広い層の求職者確保に積極的に取り組んでまいります。また、できる限り多くの求職者に就業機会を提供し続けられるように、これまでより多くの業種と職種に取引の幅を広げてまいります。

地域経済を持続的な発展に導いていくためには、外部からの労働力の流入によって人口減少そのものを抑制することも肝要です。平成29年8月には、東京の渋谷に続く2つめの「中国・四国Uターンセンター」を大阪の梅田に開設いたしました。中四国の県や市の後援を受けたUターン転職相談会を各地で開催するなど、自治体との協力関係の構築も進んでおります。当社グループは、Uターン転職支援の更なる強化により、大都市圏から中四国への人材還流を一段と促進してまいります。

物流関連アウトソーシング事業を営む株式会社クリエ・ロジプラスでは、当期からベトナム人技能実習生の受入れを開始いたしました。人手不足が深刻な職種においては、外国人労働者の活用は避けて通れない課題と言えます。一方で、グローバル化が進展する現代社会において、地域経済の活路は、国内よりも寧ろ成長著しいアジアの中にあるのかもしれませんが。当社

グループは、地域社会との共存共栄の観点から、アジアへの進出も視野に新規事業を検討してまいります。

中四国の地域社会の明るい未来を信じて、前向きに攻めの姿勢で新たな取組みにトライを繰り返しながら、そこに住まう様々な人々にどんなときも誠意をもって寄り添っていく。そういう存在でずっとあり続けたいと願っております。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) **主要な事業内容**（平成30年 3月31日現在）

当社グループは、人材派遣事業、アウトソーシング事業、人材紹介事業、採用支援事業およびその他の事業を行っております。各事業の内容は、次のとおりであります。

① **人材派遣事業**

厚生労働大臣の許可を受けて、労働者派遣法に基づく労働者派遣事業を行っております。

② **アウトソーシング事業**

取引先の業務過程の一部を受託する事業を行っております。

③ **人材紹介事業**

厚生労働大臣の許可を受けて、職業安定法に基づく有料職業紹介事業を行っております。

④ **採用支援事業**

企業の求人・採用に係る代行業務などの事業を行っております。

⑤ **その他の事業**

再就職支援、研修・測定サービス、組織人事コンサルティングといった人材サービス関連の事業を行っております。

(6) 主要な事業施設等 (平成30年3月31日現在)

① 当社	本社	香川県高松市
	高松支店	香川県高松市
	丸亀支店	香川県丸亀市
	徳島支店	徳島県徳島市
	高知支店	高知県高知市
	松山支店	愛媛県松山市
	新居浜支店	愛媛県新居浜市
	広島支店	広島市中区
	岡山支店	岡山市北区
	大阪支店	大阪市北区
	名古屋支店	名古屋市中区
	中国・四国U I ターン センター (梅田)	大阪市北区
	中国・四国U I ターン センター (渋谷)	東京都渋谷区
② 子会社		
株式会社クリエ・ロジプラス	本社	香川県高松市
	志度事業所	香川県さぬき市
	春日事業所	香川県高松市
	観音寺事業所	香川県観音寺市
株式会社採用工房	本社	東京都渋谷区

(7) 使用人の状況（平成30年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前期末比増減
人材派遣事業 アウトソーシング事業 人材紹介事業	525名	±0名
採用支援事業	16名	+4名
その他の事業	3名	±0名
全社（共通）	14名	+1名
合計	558名	+5名

- (注) 1. 使用人数は、就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、フルタイム有期契約労働者を含めております。
2. 「全社（共通）」として記載している使用人は、特定の事業部門に区分できない管理部門に所属している者であります。

② 当社の使用人の状況

区分	使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	41名	±0名	41.1歳	9.5年
女性	64名	+3名	36.1歳	6.3年
合計又は平均	105名	+3名	38.1歳	7.6年

- (注) 使用人数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、フルタイム有期契約労働者を含めております。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年3月31日現在）

借入先	借入額
㈱百十四銀行	58,000千円
㈱伊予銀行	25,843千円
㈱香川銀行	8,000千円
㈱中国銀行	5,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 9,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,340,000株（自己株式27,473株を含む。）
- (3) 株主数 587名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
穴吹興産(株)	1,323,500株	57.2%
藏田徹	228,700株	9.9%
クリエアナブキ従業員持株会	84,500株	3.7%
(株)穴吹ハウジングサービス	65,500株	2.8%
島津実義	57,200株	2.5%
穴吹忠嗣	48,000株	2.1%
佐藤正晴	37,000株	1.6%
深谷泰平	31,000株	1.3%
上口裕司	29,000株	1.3%
山下博	26,900株	1.2%

- (注) 1. 当社は、自己株式を27,473株保有しておりますが、上記の大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成30年3月31日現在）
該当事項はありません。
- (2) 当期中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（平成30年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長 兼グループCEO	藏 田 徹	㈱クリエ・ロジプラス取締役
代表取締役社長	上 口 裕 司	㈱クリエ・ロジプラス取締役 ㈱採用工房取締役
取 締 役	穴 吹 忠 嗣	穴吹興産㈱代表取締役社長
取 締 役	大 谷 佳 久	穴吹興産㈱取締役 あなぶきメディカルケア㈱代表取締役社長
常 勤 監 査 役	福 田 清 之	
監 査 役	柳 瀬 治 夫	弁護士
監 査 役	桑 島 美 恵 子 (通称名：岡崎美恵子)	公認会計士

- (注) 1. 穴吹興産㈱は、当社の親会社であります。
2. グループCEOは、当社グループ（当社、㈱クリエ・ロジプラスおよび㈱採用工房の3社により構成）の経営全般を統括する役職であります。
3. 監査役柳瀬治夫氏および桑島美恵子氏は、社外監査役であります。
4. 監査役桑島美恵子氏は、公認会計士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として監査役柳瀬治夫氏および桑島美恵子氏を指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当期中における取締役の地位の異動は、次のとおりであります。

氏 名	異動前	異動後	異動年月日
藏 田 徹	代表取締役社長	代表取締役会長 兼グループCEO	平成29年6月22日
上 口 裕 司	常務取締役	代表取締役社長	平成29年6月22日
穴 吹 忠 嗣	取締役会長	取 締 役	平成29年6月22日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役である穴吹忠嗣氏および大谷佳久氏ならびに監査役である福田清之氏、柳瀬治夫氏および桑島美恵子氏との間で、当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

(3) 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支 給 額
取 締 役	2名	40,323千円
監 査 役	3名	9,600千円
合 計	5名	49,923千円

- (注) 1. 取締役の支給人員は、無報酬の取締役2名を除いております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 支給額のうち、社外役員2名の報酬等の総額は3,000千円であります。
4. 取締役の報酬限度額は、平成13年6月21日開催の第15回定時株主総会において年額80,000千円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、平成13年6月21日開催の第15回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。
6. 各取締役の報酬月額は、報酬限度額の範囲内で、経験等を踏まえた職位別の基本額をベースに、直前事業年度の利益目標、生産性目標、成長性目標および政策指標（年度方針）目標の達成度などを加味して、決定しております。また、各監査役の報酬月額は、報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。なお、親会社との兼務役員2名（取締役2名）については、当社および親会社における業務内容を勘案した所要の調整を行っております。
7. 当社には役員退職慰労金制度がなく、役員賞与も支給しておりません。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役

該当者はありません。

② 監査役

a. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
特記事項はありません。

b. 当期における主な活動状況

柳瀬治夫氏

当期中に開催された取締役会15回のうち13回（うち定時取締役会には12回中11回）、監査役会14回のうち13回に出席し、議案の審議に必要な質問と豊富な経験に基づく適切な発言を行っております。

桑島美恵子氏

当期中に開催された取締役会15回のうち14回（うち定時取締役会には12回全て）、監査役会14回全てに出席し、議案の審議に必要な質問と豊富な経験に基づく適切な発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人に支払った報酬等の総額

	支払額
当期に係る会計監査人の報酬等の額	22,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当期に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の決議の内容の概要および当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制の決議の内容の概要

当社は、平成20年9月16日開催の取締役会において、「株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制」の整備に関する事項を決定いたしました。平成30年3月31日現在における概要は、次のとおりであります。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - a. 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するため、取締役会はコンプライアンス規程を制定し、取締役および使用人はこれを遵守する。
 - b. 事業年度ごとに、重要な経営方針を策定し、全社への浸透を図る。
 - c. コンプライアンス委員会を設置し、規程、マニュアル等の制定および見直し、全社への周知徹底を行う。
 - d. コンプライアンス体制を有効に機能させるため、コンプライアンスに関する研修等の具体的な年間計画をコンプライアンス委員会で策定し、体制整備を進める。
 - e. 組織及び職務分掌・職務権限規程を制定し、職務の執行について責任および範囲を明確に定める。
 - f. 取締役および使用人による法令等の違反を早期に発見・是正するため、内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。
 - g. 内部監査規程を定め、各部門から独立した内部監査員が内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
 - h. 社会の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たない。また、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、警察、顧問弁護士等と連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - a. 取締役の職務執行に係る情報については、社内文書保管・保存規程に従い、適切な保存および管理を行う。

- b. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理は、当該情報を取締役および監査役が常時閲覧できる環境で行う。
- c. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理事務の所管は、関連規程の定めに従う。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役会は経済情勢、業界の動向等を勘案した中期経営計画を策定する。また、当該計画達成のため、各部門において具体的な行動計画を立案し、常勤の取締役全員により構成される経営会議への報告等を通して、統一的な進捗管理を行う。
- b. 取締役会規程、組織及び職務分掌・職務権限規程、および稟議規程を制定し、決裁手続および権限等を明確に定める。
- c. 取締役の職務執行の管理・監督を行うため、毎月1回、定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

④ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- a. 子会社には取締役会を設置し、当社の取締役1名以上が子会社の役員を兼任する。
- b. 取締役会は、当社グループ（当社および当社の子会社のことをいう。以下同じ。）の中期経営計画を策定する。また、当該計画達成のため、各子会社に具体的な行動計画を立案させ、その進捗管理を行わせる。
- c. 子会社に対し、少なくとも毎月1回、当社の取締役会または経営会議において、営業成績、財務、人事その他の経営上の重要事項に関する報告を行うことを義務づける。
- d. 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための各種施策に加え、当社グループとして必要な企業倫理、コンプライアンス、リスク管理の体制等を整備し、浸透を図る。
- e. 当社グループにおける取引等については、法令、定款、企業会計基準、税法その他の社会的規範に照らして適切なものでなければならない。
- f. 当社グループにおける取引等の公正性および適正性を確保するため、会社間の取引等に係る方針を関係会社管理規程として定め、同規程に基づいた運営および管理を行う。

- ⑤ 当社グループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a. 当社グループにおける損失の危険の管理を適切に行うため、リスク管理の基本的事項をリスク管理規程に定め、リスク管理統括部門および必要に応じ代表取締役社長が指名した者が、各リスクについて網羅的、体系的な管理を行う。
 - b. リスク管理統括部門は、リスク管理規程に基づいて、当社グループのリスク管理を行う。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- a. 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「監査役補助者」という。）を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、適当な使用人を配置しなければならない。
 - b. 監査役補助者は、監査役よりその職務執行に必要な命令を受けた場合、その命令に関して取締役および使用人の指揮命令を受けない。
 - c. 監査役補助者の取締役からの独立性および監査役補助者に対する監査役の指示の実効性を確保するため、その人事異動については、監査役の同意を必要とする。また、取締役会の決議により監査役補助者を懲戒に付す場合にも、監査役の同意を必要とする。
- ⑦ 監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- a. 取締役は、監査役の要請に応じて、経営会議その他の重要な会議に監査役が出席できる機会を確保する。
 - b. 当社グループ役職員（当社の取締役および使用人ならびに当社の子会社の取締役、監査役および使用人のことをいう。以下同じ。）は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実や不正の行為または法令、定款に違反する重大な事実を発見した場合、直ちに当該事実を当社の監査役に報告する。
 - c. 当社グループ役職員は、当社の監査役から業務に関する報告を求められた場合、速やかにこれに応じる。
 - d. 当社の監査役に報告を行った当社グループ役職員に対し、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを行うことを禁止する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査役会は、代表取締役社長と定期的な会合を持ち、意見交換を行う。
- b. 監査役会は、会計監査人と定期的な会合を持ち、意見交換を行う。
- c. 監査役は、内部監査員に対し、職務の執行に必要な協力を求めることができる。
- d. 監査役から会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求を受けたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められる場合を除き、速やかにこれに応じる。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- a. 財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役社長の指示のもと、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムを構築する。
- b. 代表取締役社長は、内部統制システムの整備・運用を継続的に評価する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における主な取り組みは、次のとおりであります。

① 取締役の職務の執行に関する取り組み

当社では、取締役会規程に基づき、定時取締役会を毎月開催し、経営の基本方針、経営戦略に関する重要事項の審議のほか、月次決算の確認・検討などを行っております。また、会社法、金融商品取引法その他諸法令ならびに東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める会社情報の適時開示に関する規定に従って情報開示を行う場合など、適時・適切かつ迅速な意思決定の必要が生じたときには、取締役会規程に基づいて開催する臨時取締役会決議または当社定款第23条第2項に基づく書面決議によって意思決定を行っております。このほか、社内の懸案事項や課題解決の協議など、具体的な業務執行に関する事項の審議を目的として、常勤の取締役全員を構成員とする経営会議を定期的に開催しております。

なお、当期においては、定時取締役会を12回、臨時取締役会を3回開催したほか、書面決議を1回行っております。

② 当社グループにおける業務の適正確保に関する取り組み

当社の各子会社の代表取締役またはその報告代行者（子会社役員を兼務する当社取締役）が、毎月1回以上、当社の定時取締役会または経営会議において、各社の営業成績、財務、人事その他の経営上の重要事項に関する報告を行っております。

③ 監査役職務の執行に関する取り組み

監査役は、期ごとに策定する監査計画に基づいて監査を実施するとともに、監査役会を毎月1回以上開催し、業務監査の報告を行うほか、必要に応じて代表取締役社長、取締役等と監査内容に関する意見交換を行っております。また、定期的に会計監査人と面談し、監査結果の報告を受けるとともに、経営上の重要事項に関する意見交換を行っております。

なお、当期においては、監査役会が14回開催されております。

④ 財務報告の信頼性を確保するための取り組み

代表取締役社長の指示のもと、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を進めるとともに、内部統制評価委員会において、当該システムの整備・運用状況に関する評価を実施し、その結果を定期的に取締役会に報告しております。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【1,809,309】	【流動負債】	【887,963】
現金及び預金	1,095,700	短期借入金	16,000
売掛金	653,358	1年内返済予定の長期借入金	80,843
原材料及び貯蔵品	1,198	未払金	69,730
前払費用	15,314	未払費用	463,554
繰延税金資産	40,530	未払消費税等	93,925
その他	4,219	未払法人税等	47,113
貸倒引当金	△1,011	預り金	45,151
【固定資産】	【205,528】	賞与引当金	67,432
(有形固定資産)	(40,643)	その他	4,213
建物	18,601	【固定負債】	【109,797】
工具、器具及び備品	8,042	退職給付に係る負債	109,797
建設仮勘定	14,000	負債合計	997,760
(無形固定資産)	(49,708)	純 資 産 の 部	
のれん	17,568	【株主資本】	【948,859】
ソフトウェア	27,615	資本金	243,400
電話加入権	4,525	資本剰余金	112,320
(投資その他の資産)	(115,176)	利益剰余金	599,818
投資有価証券	2,485	自己株式	△6,679
繰延税金資産	35,455	【その他の包括利益累計額】	【685】
差入保証金	75,676	その他有価証券評価差額金	685
その他	1,559	【非支配株主持分】	【67,532】
資産合計	2,014,838	純資産合計	1,017,077
		負債純資産合計	2,014,838

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		6,638,731
売 上 原 価		5,369,647
売 上 総 利 益		1,269,083
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,126,939
営 業 利 益		142,143
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	55	
受 取 配 当 金	19	
受 取 賃 貸 料	2,412	
助 成 金 収 入	2,300	
受 取 補 償 金	950	
雑 収 入	284	6,021
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,266	1,266
経 常 利 益		146,898
特 別 利 益		
事 業 譲 渡 益	5,000	5,000
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	11	11
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		151,887
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	68,419	
法 人 税 等 調 整 額	△13,003	55,415
当 期 純 利 益		96,471
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		9,414
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		87,057

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額		
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計	その 他有 価 差 額	他 の 括 入 金	の 他 の 括 入 計 の 益 額 計
平成29年4月1日 期首残高	243,400	112,320	531,262	△6,664	880,317	618		618
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当			△18,500		△18,500			
親会社株主に帰属する 当期純利益			87,057		87,057			
自己株式の取得				△14	△14			
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)						67		67
連結会計年度中の変動額合計	—	—	68,556	△14	68,541	67		67
平成30年3月31日 期末残高	243,400	112,320	599,818	△6,679	948,859	685		685

	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
平成29年4月1日 期首残高	67,488	948,423
連結会計年度中の変動額		
剰余金の配当		△18,500
親会社株主に帰属する 当期純利益		87,057
自己株式の取得		△14
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	44	112
連結会計年度中の変動額合計	44	68,654
平成30年3月31日 期末残高	67,532	1,017,077

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	2社
連結子会社の名称	株式会社クリエ・ロジプラス 株式会社採用工房

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲および持分法の適用の範囲の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更

該当事項はありません。

② 持分法の適用の範囲の変更

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度の末日が連結会計年度の末日と異なる会社はありません。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

a. その他有価証券

時価のあるもの 連結会計年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

b. たな卸資産

仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産

定率法

但し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物 3～18年

工具、器具及び備品 3～20年

(少額減価償却資産)

取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年均等償却によっております。

b. 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

a. 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、当社および連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

b. 賞与引当金

使用人の賞与支払に備えるため、当社および連結子会社は当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社および連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

5. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 62,526千円
(2) 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行との間で、それぞれ当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく、当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越極度額	550,000千円
借入実行残高	16,000千円
差引額	534,000千円

6. 連結損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	2,340,000株	一株	一株	2,340,000株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	27,440株	33株	一株	27,473株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り33株による増加分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成29年6月22日開催の第31回定時株主総会決議による配当に関する事項

- a. 配当金の総額 18,500,480円
- b. 1株当たり配当額 8円
- c. 基準日 平成29年3月31日
- d. 効力発生日 平成29年6月23日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成30年6月26日開催の第32回定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

- a. 配当金の総額 18,500,216円
- b. 1株当たり配当額 8円
- c. 基準日 平成30年3月31日
- d. 効力発生日 平成30年6月27日

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画（設備投資計画を含む。以下同じ。）に照らし、主として銀行借入により、必要な資金を調達しております。一時的な余資の運用については、経営状況が健全な金融機関の短期性の預金等に限定しており、また、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。

なお、当社グループは、デリバティブ取引を行っておりません。

② 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払費用は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであります。また、長期借入金は、主に営業取引に係る資金調達および設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後約1年であります。これらの借入金のうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社では、債権及び与信管理規程に従い、営業債権について、各取引担当部門と当該規程の主管部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

なお、当社の連結子会社においても、同様の方法によって管理しております。

b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、投資有価証券について、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

短期借入金および長期借入金については、担当部門が適時に利率動向等をモニタリングすることにより、市場リスクを管理しております。

なお、当社グループは、外貨建ての金融商品を保有しておりません。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部門からの報告に基づき担当部門が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、営業債務や借入金についての流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,095,700	1,095,700	—
(2) 売掛金	653,358	653,358	—
(3) 投資有価証券	1,485	1,485	—
資産計	1,750,543	1,750,543	—
(1) 短期借入金	16,000	16,000	—
(2) 1年内返済予定 の長期借入金	80,843	80,687	△155
(3) 未払費用	463,554	463,554	—
負債計	560,397	560,242	△155

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 短期借入金、(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 1年内返済予定の長期借入金

長期借入金のうち固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入れにおいて想定される利率で割り引いて、現在価値を算出しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	1,000

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産 (3) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,095,700	—	—	—
売掛金	653,358	—	—	—
合計	1,749,058	—	—	—

4. 借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	16,000	—	—	—	—	—
長期借入金	80,843	—	—	—	—	—
合計	96,843	—	—	—	—	—

9. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	410円61銭
(2) 1株当たり当期純利益	37円65銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. 追加情報

該当事項はありません。

13. その他の注記

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成 30 年 5 月 22 日

株式会社クリエアナブキ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千	葉	達	也	Ⓢ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡	辺	力	夫	Ⓢ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社クリエアナブキの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クリエアナブキ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第32期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 30 年 5 月 25 日

株式会社クリエアナブキ 監査役会

常 勤 監 査 役	福 田 清 之 ㊟
監査役（社外監査役）	柳 瀬 治 夫 ㊟
監査役（社外監査役）	桑 島 美 恵 子 ㊟

貸 借 対 照 表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	[1,230,425]	【流動負債】	[631,957]
現金及び預金	730,865	短期借入金	16,000
売掛金	465,850	1年内返済予定の長期借入金	80,843
原材料及び貯蔵品	1,198	未払金	29,635
前払費用	13,431	未払費用	335,889
繰延税金資産	16,672	未払消費税等	74,312
その他	2,453	未払法人税等	25,164
貸倒引当金	△46	前受金	3,354
		預り金	30,956
		賞与引当金	34,929
		その他	871
【固定資産】	[265,775]	【固定負債】	[51,614]
(有形固定資産)	(24,014)	退職給付引当金	51,614
建物	17,635		
工具、器具及び備品	6,379	負債合計	683,572
(無形固定資産)	(34,904)	純 資 産 の 部	
のれん	2,763	【株主資本】	[811,943]
ソフトウェア	27,615	資本金	243,400
電話加入権	4,525	資本剰余金	112,320
(投資その他の資産)	(206,856)	資本準備金	112,320
投資有価証券	2,485	利益剰余金	462,903
関係会社株式	133,500	利益準備金	6,380
繰延税金資産	15,522	その他利益剰余金	456,522
差入保証金	53,789	繰越利益剰余金	456,522
その他	1,559	自己株式	△6,679
		【評価・換算差額等】	[685]
		その他有価証券評価差額金	685
		純資産合計	812,629
資産合計	1,496,201	負債純資産合計	1,496,201

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,613,043
売 上 原 価		3,566,592
売 上 総 利 益		1,046,451
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		969,235
営 業 利 益		77,215
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	32	
受 取 配 当 金	19,549	
業 務 受 託 手 数 料	1,200	
雑 収 入	336	21,118
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,161	1,161
経 常 利 益		97,172
特 別 利 益		
事 業 譲 渡 益	5,000	5,000
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益		102,172
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	31,658	
法 人 税 等 調 整 額	880	32,539
当 期 純 利 益		69,633

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本 合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その 他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
平成29年4月1日 期首残高	243,400	112,320	112,320	6,380	405,389	411,770	△6,664	760,825	
事業年度中の変動額									
剰余金の配当					△18,500	△18,500		△18,500	
当期純利益					69,633	69,633		69,633	
自己株式の取得							△14	△14	
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	51,132	51,132	△14	51,117	
平成30年3月31日 期末残高	243,400	112,320	112,320	6,380	456,522	462,903	△6,679	811,943	

	評価・換算差額等		純 資 産 計
	その 他 証券 評価 差 額	・ 換 算 差 額 等 計	
平成29年4月1日 期首残高	618	618	761,443
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△18,500
当期純利益			69,633
自己株式の取得			△14
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	67	67	67
事業年度中の変動額合計	67	67	51,185
平成30年3月31日 期末残高	685	685	812,629

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成 30 年 5 月 22 日

株式会社クリエアナブキ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千	葉	達	也	Ⓢ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡	辺	力	夫	Ⓢ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社クリエアナブキの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 30 年 5 月 25 日

株式会社クリエアナブキ 監査役会

常 勤 監 査 役	福	田	清	之	Ⓧ
監査役(社外監査役)	柳	瀬	治	夫	Ⓧ
監査役(社外監査役)	桑	島	美	恵	子

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要な課題と認識しており、安定的かつ継続的な配当を実施してまいりたいと考えております。

第32期の剰余金の処分につきましては、当期の業績、今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金8円 総額18,500,216円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月27日

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）が、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
1	くら たく とおる 藏 田 徹 (昭和34年1月21日生)	昭和61年4月 当社入社 平成元年4月 当社 取締役 平成3年10月 当社 常務取締役 平成7年3月 当社 専務取締役 平成8年7月 当社 代表取締役社長 平成29年6月 当社 代表取締役会長 兼 グループCEO (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社クリエ・ロジプラス 取締役	228,700株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>藏田徹氏は、設立当初から中心的な立場で人材サービス関連事業の運営に携わっており、平成8年7月に代表取締役社長に就任した後は20年以上にわたり、強いリーダーシップにより当社の経営を牽引してまいりました。平成29年6月からは代表取締役会長兼グループCEOとして、当社グループ（当社および子会社2社により構成）の経営全般を統括しております。当社の経営に欠かせない人材であることから、引き続き、取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
2	じょうぐちひろし 上 口 裕 司 (昭和34年1月27日生)	昭和62年6月 当社入社 平成11年6月 当社 取締役 平成28年10月 当社 常務取締役 平成29年6月 当社 代表取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社クリエ・ロジプラス 取締役 株式会社採用工房 取締役	29,000株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>上口裕司氏は、平成29年6月に代表取締役社長に就任するまでの間、取締役として平成11年6月から当社の経営に携わってまいりました。長く営業部門の責任者を務めた後、事業戦略部長と管理部長も歴任するなど、当社全部門の実務とその現状を熟知する唯一無二の人材であります。社長就任後は、豊富な経験に裏付けられたリーダーシップにより当社の経営を牽引していることから、引き続き、取締役候補者いたしました。</p>		
3	あなぶきただつく 穴 吹 忠 嗣 (昭和28年1月4日生)	昭和61年4月 当社設立 当社 代表取締役社長 平成6年7月 穴吹興産株式会社 代表 取締役社長 (現任) 平成8年7月 当社 代表取締役会長 平成13年6月 当社 取締役会長 平成29年6月 当社 取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 穴吹興産株式会社 代表取締役社長	48,000株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>穴吹忠嗣氏は、当社の元社長として30年以上にわたって経営を担い、豊富な経験と実績を有しております。現在は、穴吹興産株式会社(当社の親会社)の代表取締役社長を兼務する取締役として、経験に裏付けられた的確な視点から経営全般に関する助言を行っており、重要事項の決定や業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き、取締役候補者いたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
4	おお 谷 佳 久 大 谷 佳 久 (昭和42年9月9日生)	平成2年4月 穴吹興産株式会社入社 平成18年10月 同社 執行役員 平成24年6月 当社 取締役(現任) 平成24年9月 穴吹興産株式会社 シニア 事業部長(現任) 平成28年9月 同社 取締役(現任) (重要な兼職の状況) 穴吹興産株式会社 取締役 あなぶきメディカルケア株式会社 代表 取締役社長	一株
【取締役候補者とした理由】 大谷佳久氏は、穴吹興産株式会社(当社の親会社)入社以来、長年にわたり同社の主力事業である不動産関連事業の運営に携わり、平成28年9月に同社取締役に就任いたしました。また、平成21年6月から現在に至るまで、あなぶきメディカルケア株式会社(穴吹興産株式会社の子会社)の代表取締役社長として、その経営を担っております。穴吹興産株式会社を中核とした「あなぶきグループ」各社との連携を通じた事業領域の拡大を図っていく中で、同氏の豊富な経験を当社経営に活かすことができると判断し、引き続き、取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 候補者穴吹忠嗣氏は、穴吹興産株式会社の代表取締役を兼務しており、当社は同社との間に人材派遣、本社事務所の賃借等の取引関係があります。
 なお、穴吹興産株式会社は、当社の親会社であります。
2. 候補者大谷佳久氏は、あなぶきメディカルケア株式会社の代表取締役を兼務しており、当社は同社との間に人材派遣等の取引関係があります。
3. 当社は、非業務執行取締役である候補者穴吹忠嗣氏および大谷佳久氏との間に、会社法第427条第1項の規定により損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結しており、各氏が取締役に再任された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ① 非業務執行取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ② 上記の責任限度が認められるのは、非業務執行取締役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
4. その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役桑島美恵子（通称名：岡崎美恵子）氏が任期満了となり、また監査役福田清之氏が辞任されますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査役候補者林隆司氏は、監査役福田清之氏の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は、当社定款の定めにより、福田清之氏の任期の満了する時までとなります。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
※ 1	はやし たかし 林 隆 司 (昭和31年8月16日生)	平成22年9月 当社入社 平成24年4月 当社 事業戦略部 平成28年4月 当社 内部監査員(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社クリエ・ロジプラス 監査役 株式会社採用工房 監査役	一株
2	くわじま みえこ 桑 島 美恵子 おのさき みえこ 〔通称名：岡崎美恵子〕 (昭和54年1月17日生)	平成12年10月 公認会計士試験第2次試験合格 平成13年4月 監査法人太田昭和センチュリー（現・新日本有限責任監査法人）入所 平成16年3月 公認会計士試験第3次試験合格 平成16年5月 公認会計士登録 平成24年10月 岡崎公認会計士事務所開業（現在に至る） 平成26年6月 当社 監査役（現任）	一株

- (注) 1. ※印は、新任の候補者であります。
2. 候補者桑島美恵子氏の氏名に外字が含まれているため、その一部について、類似した文字に置き換えて表示しております。
3. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 候補者林隆司氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ① 監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ② 上記の責任限度が認められるのは、監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 候補者桑島美恵子氏は、社外監査役候補者であります。
6. 当社は、社外監査役である候補者桑島美恵子氏との間に、会社法第427条第1項の規定により損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結しており、同氏が監査役に再任された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ① 監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ② 上記の責任限度が認められるのは、監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
7. 社外監査役候補者に関する事項
- (1) 社外監査役候補者の選任理由および独立性について
 - ① 桑島美恵子氏につきましては、同氏の見識の高さおよび公認会計士としての豊富な経験を当社監査体制の強化に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
 - ② 当社は、同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。なお、当社が、同氏を独立役員に指定した理由は、次のとおりであります。
 - a. 経営者や特定の株主等から独立した立場において、一般株主の利益が害されることがないように経営を監督できる。
 - b. 公認会計士としての豊富な経験、その経験を通して培われた高い見識に基づく助言を経営に反映させることで、健全かつ効率的な経営を担保できる。
 - (2) 社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断する理由について
桑島美恵子氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として企業会計に精通しており、会社経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
 - (3) 桑島美恵子氏は、現に当社の社外監査役であり、監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって約4年となります。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、補欠監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

補欠監査役が監査役に就任する順序につきましては、第1順位を森敏法氏、第2順位を明石卓也氏とすることといたします。但し、森敏法氏は社外監査役の要件を充たしませんので、社外監査役が欠けた場合の補欠は明石卓也氏といたします。

また、補欠監査役の選任の効力につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
1	もり とし のり 森 敏 法 (昭和38年11月7日生)	昭和61年4月 穴吹興産株式会社入社 昭和61年4月 同社より当社に転籍 平成25年10月 当社 管理部コンプライア ンス推進室 平成29年4月 当社 管理部コンプライア ンス推進室長(現任)	100株
2	あか し たく や 明 石 卓 也 (昭和59年10月9日生)	平成22年9月 司法試験合格 平成23年12月 司法修習終了 平成23年12月 弁護士登録 (香川県弁護士会) 平成23年12月 河村・柳瀬法律事務所 入所(現在に至る)	一株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 候補者明石卓也氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 補欠の社外監査役候補者に関する事項

(1) 補欠の社外監査役候補者とする理由について

明石卓也氏につきましては、同氏の見識の高さおよび弁護士としての経験を当社監査体制の強化に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

(2) 社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断する理由について

明石卓也氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業

法務に精通しており、会社経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

4. 当社は、監査役との間に、会社法第427条第1項の規定により損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、候補者森敏法および明石卓也の各氏が監査役に就任された場合には、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ① 監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ② 上記の責任限度が認められるのは、監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

以 上

メ モ

株主総会会場ご案内図

会場 香川県高松市古新町9番地1
リーガホテルゼスト高松 2F エメラルド
TEL 087 - 822 - 3555



[交通のご案内]

J R高松駅より徒歩で約10分

高松空港より車で約30分

高松自動車道「高松中央IC」より車で約20分